

令和4年第1回船橋市議会定例会発議案
(発議案第5号)

発議案第5号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書.....3

発議案第5号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

令和4年3月25日

船橋市議会議長 渡辺賢次様

提出者 岡田とおる

賛成者 つまがり俊明

石崎幸雄

日色健人

鈴木和美

上田美穂

林利憲

宮崎なおき

今仲きい子

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める 意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、平成 24 年（2012 年）10 月 1 日の施行から 9 年が経過した。

障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。また、障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待防止の更なる推進のため、障害者福祉施設等に対して虐待防止等のための措置を講ずるよう義務付けており、施行前と比べて虐待を未然に防止するための体制の整備は進められている。

一方で、令和 2 年（2020 年）に発覚した兵庫県神戸市の精神科病院における虐待事件をはじめ、看過できない障害者虐待事件がいまだに発生している。このような虐待事件を未然に防止するためには、障害者虐待防止法に規定する虐待発見時の市町村等への通報義務の対象に、現行の養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待のほか、医療機関の従事者による虐待についても加える必要がある。

よって、国会及び政府においては、障害者虐待防止法を改正し、虐待発見時の市町村等への通報義務の対象に、医療機関の従事者による障害者虐待を加えるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

船 橋 市 議 会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

理 由

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、虐待発見時の市町村等への通報義務の対象に、医療機関の従事者による障害者虐待を加える必要がある。これが、この意見書案を提出する理由である。